

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の制定による原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（付則第5項関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第134号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第5項第3号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付則第1項から第4項まで 省略</p> <p>5 第4条第10号に掲げる作業のうち次の各号に掲げるものに従事した場合における手当の額は、第6条第9項に定める額（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用した後の額）に当該各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第20条第3項</u>の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域（次号において「帰還困難区域」という。）において行う作業（前2号および次号に掲げる作業を除く。） 6,600円</p> <p>(4)から(10)まで 省略</p> <p>付則第6項以下 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付則第1項から第4項まで 省略</p> <p>5 第4条第10号に掲げる作業のうち次の各号に掲げるものに従事した場合における手当の額は、第6条第9項に定める額（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用した後の額）に当該各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第20条第2項</u>の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域（次号において「帰還困難区域」という。）において行う作業（前2号および次号に掲げる作業を除く。） 6,600円</p> <p>(4)から(10)まで 省略</p> <p>付則第6項以下 省略</p>